

（関東経済産業局、県、前橋発明協会主催）が27日、前橋市の前橋商工会議所会館で開かれた、知的財産セミナー（**知的財産セミナー**）

れ、弁理士2人が「**知的財産の侵害ってどういうこと?**」をテーマに講演した。

県内の企業関係者ら約50人が出席した。

知的財産の侵害とは

前橋でセミナー 弁理士2人が講演



羽鳥所長(右)の話を聞く出席者

務所(前橋市北代田町)の羽鳥亘所長は、弁理士の仕事内容や国内外の特許出願状況と特許訴訟例を説明した。

特許を巡って他社の知的財産を侵害しないために、インターネット上で検索できる特許情報プラットフォーム「Jプラットパット」の活用を呼び掛け、「特許は毎年、金を支払わなければ切れる。そもそも特許が有効かどうか調べてほしい」と強調した。